

京都府交通安全計画について	
概 要	京都府交通安全計画は、中央交通安全対策会議（所管：内閣府）が作成する交通安全基本計画に基づき、京都府交通安全対策会議が府域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等について定めるもので、交通安全対策基本法によりその策定が義務付けられている。
根 拠	交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 条）第 25 条第 1 項 ○制 定：昭和 45 年 6 月 1 日 ○内 容：交通安全対策会議、交通安全計画、交通の安全に関する基本施策
策定主体	京都府交通安全対策会議 ○設置年：昭和 45 年 ○根 拠：交通安全対策基本法第 16 条、京都府交通安全対策会議条例 ○会 長：知事 ○委員等：22 名（府警察本部長、京都市長、指定地方行政機関の長など） ○幹 事：28 名 ○事務局：京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課
計画期間	5 箇年
策定状況	第 1 次（昭和 46 年度～50 年度） 第 2 次（昭和 51 年度～55 年度） 第 3 次（昭和 56 年度～60 年度） 第 4 次（昭和 61 年度～平成 2 年度） 第 5 次（平成 3 年度～ 7 年度） 第 6 次（平成 8 年度～12 年度） 第 7 次（平成 13 年度～17 年度） 第 8 次（平成 18 年度～22 年度） 第 9 次（平成 23 年度～27 年度） 第 10 次（平成 28 年度～32 年（令和 2 年）度） 第 11 次（令和 3 年度～ 7 年度）
上位計画	交通安全基本計画 ○作 成：中央交通安全対策会議（会長：内閣総理大臣） ○根 拠：交通安全対策基本法第 22 条 ○状 況：第 1 次から第 12 次まで策定 ※令和 8 年 3 月 27 日、第 12 次計画（令和 8 年度～12 年度）策定